熊本市公報

第１４８０号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
　　熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日

目　　次

規　　則

○アナログ規制を見直すための関係規則の整備に関する規則（第２号）…… 1979
○熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第３号）… 1980
○熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を
　改正する規則（第４号）……1981
○熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を
　改正する規則（第５号）…… 1982
○熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第６号）…… 1983
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第７号）…… 1984
○熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則（第８号）…… 1985

規　　則

規　則　第　　２　　号

令和　６　年　１　月２２日

アナログ規制を見直すための関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

アナログ規制を見直すための関係規則の整備に関する規則

（熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則（昭和６１年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「ときは」の次に「、その旨を市のホームページに掲載するとともに」を加える。

（熊本市火災予防規則の一部改正）

第２条　熊本市火災予防規則（昭和６３年規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「、たき火又は喫煙を制限した区域には、」を「たき火又は喫煙の制限をしたときは、その旨を市のホームページに掲載するとともに、当該制限をした区域に」に改める。

第１２条第２項中「前項の」を「同項の」に改める。

（熊本市営住宅条例施行規則の一部改正）

第３条　熊本市営住宅条例施行規則（平成１０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「立ち合わせる」を「立ち会わせる」に改め、同条第２項中「は」の次に「、市のホームページに掲載するとともに」を加える。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

規　則　第　　３　　号

令和　６　年　１　月２２日

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成２９年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第１条中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

規　則　第　　４　　号

令和　６　年　１　月２６日

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成２９年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本競輪場選手宿舎及び選手管理棟給食業務受託事業者選考委員会	熊本競輪場選手宿舎及び選手管理棟給食業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和６年２月１５日から同年５月３１日まで

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　　５　　号

令和　６　年　１　月２９日

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

（熊本市植木健康福祉センター条例施行規則の一部改正）

第１条　熊本市植木健康福祉センター条例施行規則（平成２２年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第１項中「第７条第１項第１号」を「第７条第１項第２号」に改め、同条第２項を削る。

第４条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削る。

別表第２中「第１条の２第２項」を「第１条の２」に改め、同表を別表第１とし、別表第３を別表第２とする。

（熊本市健康センター条例施行規則の一部改正）

第２条　熊本市健康センター条例施行規則（平成２４年規則第９８号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第４条第１号」を「第４条第２号」に、「別表第１」を「別表」に改め、同条第２項を削る。

別表第１を削る。

別表第２中「第５条第２項」を「第５条」に改め、同表を別表とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　　６　　号

令和　６　年　２　月　８　日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成１３年規則第１０号）の一部を次のように改正する。

様式第４号中「印」を削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

規　則　第　　７　　号

令和　６　年　２　月１３日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表計量検査所の項の次に次のように加える。

観光政策課	課長

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和６年１月５日から適用する。

規　則　第　　８　　号

令和　６　年　２　月１５日

熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市男女共同参画推進条例施行規則（平成２１年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第１２条を第１３条とし、第９条から第１１条までを１条ずつ繰り下げ、第８条の次に次の１条を加える。

（書面審議）

第９条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、議事の内容を記載した書面を各委員に送付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

(1)　緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合

(2)　議事の内容を勘案して集合する必要がないと認める場合

(3)　その他やむを得ない理由のある場合

２　前条第３項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第３項中「出席委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。